

建設リサイクル法の届出先【新旧対照表】(霧島市)

新			旧		
対象建設工事の種類と届出先			対象建設工事の種類と届出先		
工事の種類	規模の基準	届出先	工事の種類	規模の基準	届出先
建築物の解体	延床面積80平方メートル以上	霧島市 ※建築基準法施行令第148条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物のみ (※以外は始良・伊佐地域振興局)	建築物の解体	延床面積80平方メートル以上	霧島市 ※4号建物のみ (4号建物以外は始良・伊佐地域振興局)
建築物の新築・増築	延床面積500平方メートル以上	始良・伊佐地域振興局	建築物の新築・増築	延床面積500平方メートル以上	始良・伊佐地域振興局
建築物の修繕・模様替え (リフォーム等)	工事金額1億円以上		建築物の修繕・模様替え (リフォーム等)	工事金額1億円以上	
その他の工作物に関する工事 (土木工事等)	工事金額500万円以上		その他の工作物に関する工事 (土木工事等)	工事金額500万円以上	
<p>※建築基準法施行令第148条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物</p> <p>【都市計画区域内】</p> <p>○木造</p> <p>・地階を除く階数が2以下</p> <p>・延べ面積300㎡以下</p> <p>・高さ16m以下</p> <p>(平屋かつ面積が200㎡以下のものについては高さ制限なし)</p> <p>○木造以外</p> <p>・平屋</p> <p>・面積200㎡以下</p> <p>【都市計画区域外】</p> <p>○木造</p> <p>・地階を除く階数が2以下</p> <p>・延べ面積300㎡以下</p> <p>・高さ16m以下</p> <p>(平屋かつ面積200㎡以下のものを除く。)</p> <p>○木造以外対象外</p>			<p>※4号建物とは・・・建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物 (例：2階建て以下で延床面積500平方メートル以下の木造住宅、平屋建てで延床面積200平方メートル以下の非木造住宅等)</p>		